平成２４年（フ）第１３７号
香川県仲多度郡琴平町328番地
債務者　佐藤さき子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３０８号
長崎県長崎市田上３丁目21番25号ハイツ田上102号、旧住所長崎市椿が丘町17番地２
債務者　久保　昌直
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
長崎県長崎市片淵２丁目９番11号
債務者　松尾　幸代
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
大分市大手町１丁目１―15　スカイコート大手町802号、住民票上の住所大分市久原中央１丁目６番32号
債務者　下田　　優
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４９号
大分県別府市大字鶴見4182番地の１　ディアス五反Ｅ101号
債務者　坪川　信弘
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６号
栃木県佐野市戸奈良町809番地13、前住所茨城県つくばみらい市狸穴1206番地73
債務者　髙野　勝明
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１３７号
栃木県佐野市植下町4009番地５　大高コーポＢ－３
債務者　竹内　宏治
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７３６号
栃木県宇都宮市宿郷１丁目18番５号　エミリーメゾン101号
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４１号
栃木県宇都宮市さつき２丁目８番２号
債務者　澤本亜矢乃
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５４号
東京都羽村市羽東３丁目６番７号
債務者　河合　洋一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１３４号
神奈川県大和市中央４丁目14番15―103号
債務者　大峠かほる
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６０９号
横浜市緑区東本郷５丁目22番５号　シティハイムパルフェ本郷Ｃ棟201号
債務者　三浦　徳男
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１９号
横浜市戸塚区矢部町1874番地17
債務者　下田　直美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３２号
横浜市青葉区市ケ尾町1062番地５　グランドハイツ森603
債務者　堀口　　実
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８６号
横浜市瀬谷区相沢３丁目18番地１　江上ハイツ101
債務者　坂本　節子（旧姓峯岸）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１９号
横浜市港北区大倉山３丁目16番38号　磯部ハイツ201
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部